

熊本県看取り空間整備支援事業の 補助事業者を募集します！

県では、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の入所者が、施設内で安心して最期を迎えることができる看取り空間を整備するための補助事業を実施します。

当事業で言う看取り空間とは・・・

本事業における「看取り」とは、介護保険法の看取り介護加算またはターミナルケア加算の要件に該当するものをいい、「看取り空間」とは、「看取り」を行うに当たり、入所者が家族等に見守られながら、尊厳を保ちつつ人生の最期を安らかに過ごすことが出来るように、入所者と家族等のプライバシーと居住性が確保された空間をいいます。

なお、「看取り空間」は「看取り」に利用することを原則としますが、「看取り」としての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とします。

補助対象事業者

- ① 熊本県内で特別養護老人ホーム（ただし、所在地が熊本市のもの、定員29人以上のもの及び全室個室であるものを除く。）を運営する社会福祉法人
- ② 熊本県内で介護老人保健施設（ただし、所在地が熊本市のもの及び全室個室であるものを除く。）を運営する医療法人及び社会福祉法人等

補助対象経費

看取り空間整備に要する工事費、備品購入費（※）等
（備品購入費の割合は、工事費（工事請負費）の50％に相当する額を限度とする。）

※対象となる備品

- ・家族用ベッド
- ・介護用ベッド
- ・寝具一式（シーツ等の消耗品は除く）
- ・冷蔵庫
- ・その他看取り空間として必要性が高いと認められるもの

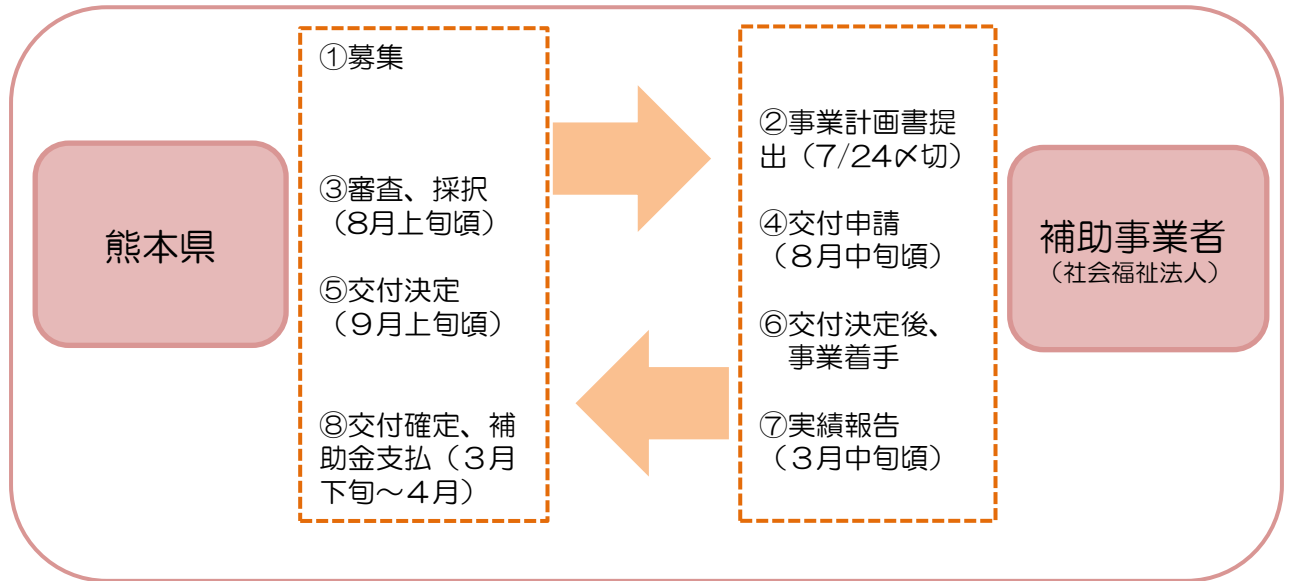
補助金額

- （１）改修の場合・・・１，０００千円
- （２）新築・改築の場合・・・２，０００千円

※看取り空間整備の例

- ①居室の一部を移転改築（個室ユニット化等）することにより生じた既存施設の空きスペースを改修し、新たに看取り空間を整備する場合。
- ②新たに施設整備を行うにあたり、一定規模の看取り空間を整備する場合（全室個室である場合を除く）。

補助の流れ



※スケジュールについては変更になる場合があります。

提出書類

- ・事業計画書
 - ・平面図（変更前のもの及び変更後（予定）のもの）
 - ・その他参考となる書類（看取りに関する指針、看取りに関する研修資料、見積書等金額の根拠が分かる資料等）
- ※詳しくは「熊本県健康福祉補助金等交付要項」及び「熊本県看取り空間整備支援事業補助金交付要領」等をご覧ください。

要項、要領、様式等は県ホームページに掲載しています。
http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_5809.html

提出期限

平成27年7月24日（金）　＜必着＞

提出先及びお問い合わせ先

〒862-8570（住所省略可）

熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県高齢者支援課 施設班 西山、西浦

TEL：096-333-2217

FAX：096-384-5052

E-mail：nishiura-h-da@pref.kumamoto.lg.jp